

承第1号

令和5年度橿原市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度橿原市一般会計補正予算（第6号）につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和6年3月1日提出

橿原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

令和5年度檀原市一般会計補正予算（第6号）について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年1月24日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 定額減税及び低所得者支援、定額減税を補足する給付にかかる予算の計上について事務上急を要するため

令和5年度橿原市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度橿原市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,743,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加と変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
10,076,924	383,524	10,460,448
4,586,092	383,524	4,969,616
49,360,180	383,524	49,743,704

歳 出

款	項
2 総務費	
	2 徴税費
3 民生費	
	1 社会福祉費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
7,073,955	16,500	7,090,455
414,524	16,500	431,024
21,276,690	367,024	21,643,714
11,670,873	367,024	12,037,897
49,360,180	383,524	49,743,704

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	市民税等賦課事務費	千円 16,500
計			16,500

(変更)

款	項	変更前		変更後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金事業費	千円 1,006,036	物価高騰対応重点支援給付金事業費	千円 1,373,060

